「消費者教育を体験しよう!!」
小・中学校での消費者教育出前講座のご案内

（社）北海道消費者協会では、北海道からの受託事業の一環として、自主的に判断のできる自立した消費者を育むため、消費者教育を支援しています。小・中学校における消費者教育においては、「児童生徒自身が消費者であり、購買者として社会の中で大きな役割を担っているということを自覚させる」ことをテーマに、学校教育でできるワークショップ型を中心とした講座の講師派遣事業を実施いたします。

■　学習内容（例）

コース①　簡易実験型　（着色料抽出実験）

５～６人のグループ毎に、様々な食品に使用されている着色料を羊毛に移しとり抽出します。合成着色料・天然着色料の性質や安全性を確認しながら食品の外観や食品表示などから適切に選択できるようにする学習を行います。　（１時限）

コース②　簡易実験型　（清涼飲料水の成分実験）

清涼飲料水を５～６人のグループ毎に作製し、その過程で実際に試飲しながら糖分や着色料等の清涼飲料水の成分と味の移り変わりを確認します。栄養バランスも考慮しながら、食品を外観や食品表示などから適切に選択できるようにする学習を行います。（１時限）

（22 年度、上春別小学校、コース②の授業風景⇒）

コース③　簡易実験型　（電気コードの発熱実験）

身近な製品（電気コードの発熱実験）を５～６人グループで体験し、事故映像を DVD で視聴し、どんな製品事故があるか、どんな対策が必要かを考え、消費者が注意すべき点や取扱説明書や警告表示やマークのなどの意味を説明し、製品の安全を図る制度や仕組みについても理解する学習を行います。　（１～２時限）

コース④　買い物ゲーム型

カレーライスをつくることを想定し、レシピに沿って予算の範囲内で模擬店にて材料を計画的に購入させ、残金の多いチームの勝ちとします。購入後、容器・包装のそれぞれの処理費用を計算し、再度残金を検証して本当の勝ちチームを決定した後、どれだけ適切にゴミを減らすことを意識した購入ができたかをグループ毎に考察します。（１～２時限）

コース⑤　参加型　（契約ってなぁに？・悪質商法ってなぁに？）

パワーポイントを使用したクイズなどで、「契約は気付かないところで、すぐ身の回りにあること」や「契約についての消費者の権利や責任」をわかりやすく説明します。
また、小・中学生がトラブルに巻き込まれやすい携帯電話のトラブルや悪質商法についてビデオやカードゲームなどを使ってその事例を学び、クーリング・オフでの救済方法と契約する際に本当に必要かどうかの判断が大切であることに気づくようにする学習を行います。　（１～２時限）

■　主な指導プラン（例）

学　　年	教　科	授業の位置づけ	時　　間
小５・６	家庭	身近な消費生活と環境	１～２時限
小５・６	総合学習	消費生活と省エネ	１～２時限
中学１・２・３	技術・家庭	食生活と自立	１時限
中学１・２・３	技術・家庭	エネルギー変換に関する技術	１～２時限
中学１・２・３	技術・家庭	身近な消費生活と環境	１～２時限

■　準備内容

授業を行うために必要な資料・体験学習教材はすべて当方で準備し事前に発送します。（資料・送料は当方で負担します。）
事前に打ち合わせ等で教科や学年、時間数に応じた指導プランの変更が可能です。

（社）北海道消費者協会
啓　発　部
担　当　星野、道高
ＴＥＬ：　０１１－２２１－４２１７
ＦＡＸ：　０１１－２２１－４２１０